

日本労働年鑑 第57集 1987年版

The Labour Year Book of Japan 1987

第五部 労働・社会政策

II 賃金政策

1 八六年度の地域別最低賃金の改定

地域別最低賃金の改定のための基準となる「目安」の審議は、五月一五日におこなわれた労働大臣からの諮問を受けて中央最低賃金審議会においておこなわれた。この審議において労働者側委員は、各ランク同率で四・八%の引き上げをすべきだと主張し、使用者側委員は、実質賃金の確保という観点から一・一%にしたいと主張し、両者のへだたりは大きかった。

審議は数回にわたっておこなわれ、意見の一致を見出すべく努力が払われたが結論を得ず、八六年七月二六日の第四回目安小委員会において各ランク同率で三・〇%の引き上げとすることを内容とする公益委員見解が提示された。なお三・〇%の根拠は、賃金改定状況調査結果(規模三〇人以下の中小零細企業の賃金を調査し、八六年六月における平均賃金の前年同月にたいする上昇率を算出する)における賃金の上昇率三・〇%にもとづくものである。

右のような公益委員見解の内容については、労使双方とも反対である旨の意見の表明がなされたが、地方最低賃金審議会における審議の円滑な運営に資するため、公益委員見解を地方最低賃金審議会に示すことには労使双方とも反対せず、全会一致で目安にかんする小委員会報告が決定された。七月二八日、中央最低賃金審議会は、この小委員会報告をもとに審議をおこない、全会一致で労働大臣に報告した。答申の内容はつぎのとおりである。

(1) 一九八六年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額にかんし意見の一致をみるに至らなかった。

(2) 地方最低賃金審議会における審議の円滑な運営に資するため、別紙の上記目安にかんする公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

このように目安にかんする公益委員見解の提示という形がとられたのは、一九八一年以降六年連続のことである。

中央最低賃金審議会が決定した目安にもとづく地方賃金審議会における審議は、八月六日の大阪府を皮切りに翌七日には、栃木、千葉、福井、兵庫などがつづき、八月中には大部分の県で終了した。この結果、八六年度改定された地域別最低賃金は、九月三〇日から二月一日にかけて発効をみた。

改定された地域別最低賃金額(日額)は、全国加重平均で三五八三円となり、一九八五年度(三四七八円)に比べ実額で一〇五円、率で三・〇二%の引き上げとなった。また最高額は、東京、大阪の三八〇一元(月額二五日換算で九万五〇二五円)、最低額は青森、秋田、長崎、宮崎、鹿児島の一〇〇ととしたときの最低額の比率は八五・五三となり、その格差は前年度(八五・四八)よりわずかながら縮小をみた(第96表)。

目安(公益委員見解)と改定額の関係についてみると、目安どおり四〇県、目安より高い県七県、目安より低い県一県(京都南部)であり、目安どおりに決定されたものが増加した一九八三年度以

降とほぼ同様の傾向が認められた。

[昭和61年度地域別最低賃金額改定の目安にかんする公益委員見解]

1 昭和61年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、第1表に掲げる金額とする。

この場合において、第1表のランクは、昭和60年度地域別最低賃金の日額が第2表に掲げる金額のうちもっとも近い金額に対応するランクを基準とする。

| 第1表 | | 第2表 | |
|-----|---------|-----|--------|
| ランク | 金額 | ランク | 金額 |
| A | 日額 110円 | A | 3,663円 |
| B | 〃 107円 | B | 3,558円 |
| C | 〃 102円 | C | 3,390円 |
| D | 〃 96円 | D | 3,196円 |

2 最低賃金額の表示単位及び賃金の大部分が時間によって定められている者について適用する時間額の算定方式については従来どおりとする。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
